

通所介護 及び 第1号通所事業（介護予防通所型サービス）

デイサービスセンターいせさき 重要事項説明書

《令和7年4月1日改定》

1. 事業者および事業所の概要

- 事業者の名称 デイサービスセンターいせさき
- 設置運営主体 社会福祉法人 和会
- 代表者名 理事長 原 和隆
- 管理者名 管理者 佐野 久美子
- 所在地 〒370-0127 群馬県伊勢崎市境上武士603番地3
- 連絡先 電話 0270-75-0075 FAX0270-75-0076
- 開設年月日 平成28年6月1日
- 定員 45名

2. 職員体制

職員の職種	員数	保有資格
管理者	1名	
生活相談員	2名以上	介護福祉士
看護職員	2名以上	看護師・准看護師
機能訓練指導員	1名以上	理学療法士・看護師
介護職員	7名以上	介護福祉士
管理栄養士	1名以上	管理栄養士

3. 営業時間

- 営業日 月曜日 ～ 土曜日 （年末年始 12月30日～1月3日 を除く）
 - 営業時間 午前8時30分 ～ 午後5時30分
 - サービス提供時間 午前9時00分 ～ 午後4時30分
- ※提供時間の延長の必要性が認められた場合は、この限りではありません。

4. サービス内容

○ サービスの概要

当センターのサービス(通所介護及び介護予防通所型サービス事業)は、ご利用者の家庭等での生活を継続するために立案された居宅サービス計画に基づき、介護、看護及び機能訓練その他必要な日常生活上のお世話をを行い、利用者の生活の質の向上及びが家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために提供されます。

このサービスを利用するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議により、「通所介護計画」を作成されますが、その際、ご利用者・ご家族の希望を取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

○ 医療・看護サービス

当センターは、病状が安定期にあり、入院の必要のない程度のご利用者を対象としておりますが、看護職員が勤務していますので、主治医の指示もしくはご利用者の状態に照らして適切な健康チェック・医療・看護を行います。ただし医療機関とは異なり、専門的な検査や高度な治療等は行うことができません。病状変化等により、症状が重篤なものとなれば、主治

医への報告、担当介護専門員への報告等を行う場合がございます。

○ 介護サービス

居宅サービス計画および通所計画に基づいて提供します。なお、主な介護サービスは以下のとおりです。

- * 移乗・移動介助：付き添い誘導・車椅子への移乗・移動など、随時対応します
- * 水分・食事介助：配膳、下膳・摂取量観察など、適宜対応します
- * 口腔清潔介助：歯磨きや義歯清掃の介助など、適宜対応します
- * 排泄介助：トイレ誘導、おむつ交換、排泄量の観察など、随時対応します
- * 入浴介助：洗髪や洗体介助・浴槽への誘導介助など（中止時は、清拭介助にて）対応します
- * 整容介助：清潔介助（洗顔、整髪、髭剃り）など、随時対応します
- * 更衣介助：更衣介助（衣類の調節）など、随時対応します
- * その他：服薬、洗濯、清掃、その他日常生活上のお世話など、随時対応します

○ 食事の時間

昼食 11:45 ~

○ 入浴サービス

サービス提供形態として、一般介助浴槽と特殊浴槽があります。
（利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

○ 送迎サービス

居宅と施設間の送迎を行うサービスです。
ご家族様の送迎でサービスを利用して頂くこともできます。

○ その他

また、これらのサービス内容については、利用者の方の要介護状態の軽減または悪化の防止に繋がるよう、その方の心身の状況等を踏まえて、個別援助計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう適切に提供されています。（上記サービスのなかにはご利用者から基本料金とは別に利用料金をいただくものもございますので具体的にご相談ください。）

5. 利用料

○ 利用料の額

当センターのサービスを利用された場合の利用額は、介護保険の保険給付の費用として、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の一割負担、二割負担、あるいは三割負担と、保険給付外の費用として、食事の費用、個別に利用するサービスに要した費用の合計額となります。

尚、介護負担額に対して1単位について、10.14円をかけていただきます（7級地）。

* 通常規模型介護サービス費（1日あたりの自己負担分）

	3時間以上4時間未満		4時間以上5時間未満	
要介護1	370	単位/日	388	単位/日
要介護2	423	単位/日	444	単位/日
要介護3	479	単位/日	502	単位/日
要介護4	533	単位/日	560	単位/日
要介護5	588	単位/日	617	単位/日

	5時間以上6時間未満		6時間以上7時間未満	
要介護1	570	単位/日	584	単位/日
要介護2	673	単位/日	689	単位/日
要介護3	777	単位/日	796	単位/日
要介護4	880	単位/日	901	単位/日
要介護5	984	単位/日	1,008	単位/日

	7時間以上8時間未満		8時間以上9時間未満	
要介護1	658	単位/日	669	単位/日
要介護2	777	単位/日	791	単位/日
要介護3	900	単位/日	915	単位/日
要介護4	1,023	単位/日	1,041	単位/日
要介護5	1,148	単位/日	1,168	単位/日

＊大規模型Ⅰ介護サービス費（1日あたりの自己負担分）

	3時間以上4時間未満		4時間以上5時間未満	
要介護1	358	単位/日	376	単位/日
要介護2	409	単位/日	430	単位/日
要介護3	462	単位/日	486	単位/日
要介護4	513	単位/日	541	単位/日
要介護5	568	単位/日	597	単位/日

	5時間以上6時間未満		6時間以上7時間未満	
要介護1	544	単位/日	564	単位/日
要介護2	643	単位/日	667	単位/日
要介護3	743	単位/日	770	単位/日
要介護4	840	単位/日	871	単位/日
要介護5	940	単位/日	974	単位/日

	7時間以上8時間未満		8時間以上9時間未満	
要介護1	629	単位/日	647	単位/日
要介護2	744	単位/日	765	単位/日
要介護3	861	単位/日	885	単位/日
要介護4	980	単位/日	1,007	単位/日
要介護5	1,097	単位/日	1,127	単位/日

＊介護予防通所型サービス費（1月あたりの自己負担分）

要支援1	1,672	単位/月
要支援2	3,428	単位/月

＊利用時における各加算

- ・介護職員処遇改善加算Ⅰ

当センターの1ヶ月の介護保険負担額に5.9%が上乗せされます。

- ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

当センターの1ヶ月の介護保険負担額に1.2%が上乗せされます。

- ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 当センターの1ヶ月の介護保険負担額に1.2%が上乗せされます。
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算 当センターの1ヶ月の介護保険負担額に1.1%が上乗せされます。

＜通所及び介護予防共通＞

*通所介護における各加算

・入浴介助加算Ⅰ	40単位	回
・入浴介助加算Ⅱ	55単位	回
・生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位	月
・生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位	月
個別機能訓練加算を算定している場合	100単位	月
・個別機能訓練加算Ⅰイ	56単位	回
・個別機能訓練加算Ⅰロ	76単位	回
・個別機能訓練加算Ⅱ	20単位	月
・ADL維持等加算Ⅰ	30単位	月
・ADL維持等加算Ⅱ	60単位	月
・認知症加算	60単位	月
・若年性認知症利用者受入加算	60単位	月
・栄養アセスメント加算	50単位	月
・栄養改善加算	200単位	回
・中重度者ケア体制加算	45単位	回
・口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	20単位	6ヶ月/回
・口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	5単位	6ヶ月/回
・口腔機能向上加算Ⅰ	150単位	2回/3ヶ月
・口腔機能向上加算Ⅱ	160単位	2回/3ヶ月
・科学的介護推進体制加算	40単位	月
・サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単位	回
・サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位	回
・サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位	回

*介護予防における各加算

・生活機能向上グループ活動加算	100単位	月
・運動機能向上加算	225単位	月
・栄養アセスメント加算	50単位	月
・栄養改善加算	200単位	月
・口腔機能向上加算Ⅰ	150単位	月
・口腔機能向上加算Ⅱ	160単位	月
・事業所評価加算	120単位	月
・サービス提供体制強化加算Ⅰ	要支援1 88単位 要支援2 176単位	月 月
・サービス提供体制強化加算Ⅱ	要支援1 72単位 要支援2 144単位	月 月
・サービス提供体制強化加算Ⅲ	要支援1 24単位 要支援2 48単位	月 月

*通常の事業実施地域外の送迎 ＜通所及び介護予防共通＞

- ・運営規程に定める通常の事業実施地域を越えた地点から行う送迎の費用として、1キロメートルごとに30円

＊食費 ＜通所及び介護予防共通＞

- ・昼食費 630円（おやつ代を含む）

＊その他 ＜通所及び介護予防共通＞

- ・オムツ費用（1枚当たり） S：150円 小さめM：160円 M：170円
小さめL：180円 L：190円
- ・リハビリパンツ費用（1枚当たり） S：160円 M：170円 L：180円
LL：190円 XL：230円
- ・パット費用（1枚当たり） 尿吸収シート：55円 レギュラー：50円
昼用：58円 夜用：85円
貼り付きパッド：100円

6. 通所介護利用中止

- 利用予定日前にご利用者の都合でサービスを中止する場合は、原則として利用日の前日午後5時までにご連絡をお願い致します。ご連絡を頂かなかった場合、または、当日になってのキャンセルの場合、キャンセル料として自己負担額の100%をいただきます。ただし、ご利用者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。
- 通所介護利用中に体調不良等でサービスの提供に支障があると判断された場合、サービスの提供を中止します。その際は、当日の利用時間に対応した料金を頂きます。

7. 支払い方法

毎月15日までに前月の利用料等の請求書をお渡ししますので、月末までにお支払い下さい。
また、お支払いについては、現金払い・口座引き取り等にてお支払い下さい。

8. サービス利用契約の終了

- ご利用者の都合で利用契約を終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。
- 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ア 利用者様が介護保険施設に入所した場合
 - イ 要介護認定区分が、自立と認定された場合
 - ウ 被保険者資格を喪失した場合
 - エ 利用者様がお亡くなりになった場合
- その他
次の場合、30日前までに文書で通知することにより、利用契約を終了させていただく事が
ございます。なお、この場合、予約は無効となります。
 - ア 利用者様がサービス料金の支払いを3か月以上遅滞し、料金を支払うよう催告したにも係らず、支払いがなされない場合
 - イ 利用者様が当施設の職員に対して、本契約を継続し難いほどの不法行為を行った場合
 - ウ やむを得ない事情により、当施設を閉鎖又は縮小する場合

9. 当施設利用に当たっての留意事項

- 送迎時間
予め、ご利用者・ご家族の要望をお聞きした上で、当施設で決めさせていただきます。
道路事情等により、送迎時間が多少前後したり、変更をお願いすることもあります。

○ 服装等

活動し易い服装でご参加下さい。上履き・着替え等は、ご持参下さい。

○ 金銭、貴重品の管理

人の出入りの多い場所です。多額の金銭・貴重品の持ち込みはご遠慮下さい。

○ 食事

おひとりおひとりの状態に合ったお食事を提供いたします。

○ 設備・器具の利用

ご利用者のための設備・器具は、職員の指導のもとでお使い下さい。

○ 喫煙

原則禁止です。

○ 宗教活動

個人の信仰は自由ですが、他人に影響を及ぼすような活動は禁止とします。

○ ペットの持ち込み

団体生活の中で個々人の嗜好、趣味が共通でないこと等から、禁止させていただきます。

10. 緊急時の対応方法

ご利用者に様態に変化、急変等があった場合は、医師に連絡する等、必要な処置を講じる他、ご家族に速やかに連絡いたします。

11. 非常災害対策

○ 非常時の対応

連絡網により可能な限り職員を招集します。ご家族に速やかにご連絡いたします。

○ 防災設備

スプリンクラー、火災報知機、非常用放送設備などが備わっております。

また、施設内各所に消火器を備え付けております。

○ 防災訓練

年2回、非常災害訓練を実施します。

防火管理者・・・設楽 通孝

12. 苦情対応

○ 当施設における苦情の受付

当施設における苦情や相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

苦情相談窓口

デイサービスセンター いせさき 担当…生活相談員 富田 祥子 ・ 勝村 啓
管理者 佐野 久美子

所在地 群馬県伊勢崎市境上武士603番地3

電話番号 0270-75-0075

また、備え付けの用紙にて所定の場所に設置してある「ご意見箱」に投函して申し出ることも出来ます。

○ 外部苦情申立て機関

群馬県国民健康保険団体連合会

所在地 群馬県前橋市元総社町335-8

電話番号 027-290-1323

群馬県社会福祉協議会

所在地 群馬県前橋市新前橋町13-12

電話番号 027-255-6669

伊勢崎市介護保険課	
所在地	群馬県伊勢崎市今泉町2-410
電話番号	0270-24-5111（代表）
前橋市介護保険課	
所在地	前橋市大手町2-12-1
電話番号	027-898-6159
太田市長寿あんしん課	
所在地	群馬県太田市浜町2-35
電話番号	0276-47-1856
みどり市介護高齢課	
所在地	群馬県みどり市笠懸町鹿2952
電話番号	0277-76-0974
桐生市長寿支援課	
所在地	群馬県桐生市織姫町1-1
電話番号	0277-46-1111（代表）

1 3. 協力医療機関

- ① 原病院 （精神科、内科、放射線科）

1 4. 第三者による評価の状況について

- ・ 実施 なし

1 5. 虐待防止に関する事項

（1）当事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ・ 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ・ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ・ その他虐待防止のために必要な措置

（2）事業所は、施設サービスの提供中に、従業者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

1 6. 身体拘束の制限

従業者は、施設サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

1 7. 感染症対策

（1）事業所は、感染症または食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に定める措置を講じなければならない

（2）感染対策委員会を設置し、定期的を開催するとともにその結果について職員に周知徹底する。

（3）感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（4）前号に定める指針に基づき、従業者に対する研修を適期的に行う。

18. 業務継続計画の策定

感染症や食中毒、また非常災害の発生時においても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続計画（BCP＝BusinessContinuityPlan）を策定し、研修の実施、訓練の実施を行わなければならない。

19. 職場環境の整備

施設内においてハラスメントが発生しないよう措置を講じ、職場環境を整備しなければならない。

20. 個人情報の保護

ご利用者への説明と納得に基づくサービス提供（インフォームド・コンセント）や個人情報の保護に積極的に取り組んでおりますので、その取り扱いに関しては、個人情報の利用目的を定め、情報提供を行います。別紙「介護・看護診療情報の提供」および「個人情報に関するお知らせ」を参照下さい。

別紙：

介護・診療情報の提供及び個人情報の保護に関するお知らせ

- ◇ 当施設は、利用者の皆様への説明と納得に基づくサービス提供（インフォームド・コンセント）および個人情報保護に積極的に取り組んでおります。

介護・診療情報の提供

- ＊ ご自身の症状やケアについて質問や不安がおありになる場合は、遠慮なく、直接、看護師・または生活相談員に質問し、説明を受けて下さい。この場合には、特別の手続きは必要ありません。

介護・診療情報の開示

- ＊ ご自身の介護・診療記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、遠慮なく、医師または、『生活相談員』に開示をお申し出下さい。開示・謄写に必要な実費をいただきますので、ご了承下さい。

個人情報の内容訂正・利用禁止

- ＊ 個人情報とは、氏名・住所等の特定の個人を識別できる情報を言います。
＊ 当施設が保有する個人情報（介護・診療記録等）が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることが出来ます。職員へお申し出下さい。調査の上、対応致します。

個人情報の利用目的

- ＊ 個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用致しません。
＊ サービス提供のために利用する他、施設運営・教育・研修・行政命令の遵守、他の医療機関・介護・福祉施設及び居宅介護支援事業者と連携等のために、個人情報を利用することがあります。また外部機関による施設評価・学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。
※ ■詳細は別紙に記載します。
※ 作業療法に及びレクリエーション活動で作成された作品の展示に際し、ご本人様の氏名を掲示致しますが、氏名の掲示を望まない場合には、お申し出下さい。
※ 一度出されたご希望を、いつでも変更することが可能です。お気軽にお申し出下さい。

相談窓口

- ※ ご質問やご相談は、『個人情報保護相談窓口』をご利用下さい。
『個人情報保護相談窓口』・・・管理者 佐野 久美子

電話番号 0270-75-0075

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

《デイサービスセンターいせさき内部での利用目的》

- 当施設が利用者等に提供する介護サービス
■介護保険事務
■介護サービスの利用に係る当施設の管理運営業務のうち
…入退所等の管理
…会計・経理
…事故等の報告
…当該利用者の介護・医療サービスの向上

《他の事業者等への情報提供を伴う利用目的》

■当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち

…利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答（リハビリ実施内容等の申し送り書の提供・ケアプラン及び経過状況等に係る利用者連絡表の提供）

…利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合（他科受診・専門科への入院等に当り介護・看護サマリーの提供）

…検体検査業務の委託その他の業務委託

…家族等への心身の状況説明

■介護保険事務のうち

…保険事務の委託

…審査支払機関へのレセプトの提出

…審査支払機関又は保険者からの照会への回答

■損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

《当施設の内部での利用に係る目的》

■当施設の管理運営業務のうち

…医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

…当施設において行われる学生の実習への協力

…当施設において行われる事例研究

…居室における氏名の掲示

…作業療法における作品の氏名の掲示

…レクリエーション時の写真撮影と掲示

《他の事業者等への情報提供に係る利用目的》

■当施設の管理運営業務のうち

…外部監査機関への情報提供

デイサービスセンターいせさき サービス提供および利用者負担同意書

令和 年 月 日

デイサービスセンターいせさきを利用するにあたり、デイサービスセンターいせさき利用契約書に基づき重要事項に関する説明・利用者負担に関して、説明を受けその内容を十分に理解した上で同意し、この契約書の一通を保持いたします。

＜説明担当者＞

＜ご利用者様＞

住所

氏名

印

電話

＜ご家族様＞

住所

氏名

印

(利用者との続柄)

電話

＜連帯保証人＞

住所

氏名

印

(利用者との続柄)

電話

＜事業者＞

所在地 群馬県伊勢崎市境上武士603番地3

名称 社会福祉法人 和会

理事長 原 和隆

デイサービスセンターいせさき

管理者 佐野 久美子

印

電話番号 0270-75-0075

FAX番号 0270-75-0076